

令和2年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和2年6月19日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年6月19日 10時01分

1. 閉 議 令和2年6月19日 11時26分

1. 散 会 令和2年6月19日 11時26分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

			2番	楠 本 隆 典
3番	廣 畑 敏 雄		4番	西 尾 智 朗
5番	正 木 秀 男		6番	南 勝 弥
7番	小 森 一 典		8番	丸 本 安 高
9番	辻 成 紀	10番	松 田 剛 治	
11番	溝 口 耕太郎	12番	長 野 莊 一	
13番	堅 田 府 利			

欠席議員 2名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀 匠	14番	水 上 久美子
----	-----	-----	---------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 査 坂 本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	豊 田 昭 裕		

富田事務所長						
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健	
総務課長	愛 須	康 徳	税務課長	岩 城	祐 朗	
民生課長	中 本	敏 也	住民保健課長	泉	芳 明	
生活環境課長	廣 畑	康 雄	観光課長	寺 脇	孝 男	
建設課長	玉 置	康 仁	上下水道課長	久 保	道 典	
会計管理者	玉 置	孔 一	消 防 長	大 谷	哲 也	
教育委員会						
教育次長	榎 本	崇 広	総務課副課長	山 口	和 哉	

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第2回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は12名です。

1番 堀議員、14番 水上議員から欠席の届出があります。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しています。

本日は一般質問2名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

本日、議会散会後に、議会運営委員会、議員懇談会、全員協議会の開催を予定しておりますのでよろしくお願ひします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

3番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は45分です。質問事項は、コロナ危機のもとでの町民生活についてであります。

コロナ危機のもとでの町民生活についての質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

今朝の富田川はまだ上流域は降水量が少なく、濁りがありませんでした。この富田川は県の河川整備計画に基づいて改修が進んでいますので、今日はいまよく流化しているのではないかな、このように思いながら眺めておりました。

さて、議長の許可を得ましたので、コロナ危機のもとでの町民生活について質問をしたいと思っております。

昨日は、全国的にも県を越えての移動の自粛要請が解除されました。新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言は前に解除され、県による休業要請も縮小しています。しかし、まだ現在も新たな感染者の発生は続いており、第2波の到来も心配されています。また、町の旅館、ホテルの開業の状況については、10の事業所では6月中の閉館を決めているようでございます。国の第2次補正予算の臨時交付金が2兆円組まれております。この配分には、白浜町にも、前回1次分の約2倍の2億2,000万円の交付と、このような見通しかないと考えられますが、こうした財源をもとに、より住民生活に寄り添った支援となるよう提起して、今後の町の対応についてお尋ねをいたします。

まず、災害避難所のことについてであります。災害避難所の問題については、昨日も同僚議員からの質問もございました。重複するところもございしますが、ぜひご答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

この災害避難所の問題は、今回の新型コロナ問題で大きくクローズアップされました。このような中、対応できる避難所になっていますか。また、避難所での3密の回避のために、段ボール物品などの間仕切り、そこで生活できるようなテントなどの確保、そして地域における避難場所のさらなる確保が必要になりますが、どのような方向性をもって感染防止に取り組んでいかれるのか、このことについてお尋ねしたいと思っております。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま廣畑議員より、災害避難所における感染症予防対策についてご質問をいただきました。

1点目の、新型コロナウイルス感染症予防対策としての避難所の備品の調達についてでございますけれども、現在、非接触式体温計、微酸性電解水生成器のほか、少数ではあります

が、仕切り資材等の購入を今回の補正予算に計上しています。

2点目の避難所増加対策につきましては、民間施設等の活用を含め、県からの推奨もありますが、進んでいない現状です。また、他の自治体でも計画されています避難所開設の協力業者への補助金の交付も検討が必要と認識しています。今後も、白浜温泉旅館協同組合等とも協議をしていきますが、現行では、町有施設等で対応してまいりたいと考えています。

今後、長期化が予想されている感染症予防に資する物資や資材備蓄については、地方創生臨時交付金制度の要綱から、除菌、衛生物品や飛沫感染防止上の仕切り資材、床からの感染予防上の距離を取るための段ボールベッド資材の調達等、補助対象となる物品と予算を考慮しながら前向きに検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

るる説明、ご答弁がありました。やはり、今までの避難所ではない、ほんまに大変難しい。行政もそうですし、避難する町民の方々も、どのようにしていったらええんかなという、その辺がなかなか手探りの状況であります。今日も風雨が激しく、これからもなっていくと思うんですが、これから秋口にかけて巨大台風、昨年、一昨年のそうした台風なども来るかもわかりません。関係機関等と十分協議をしながら取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

次に、子育て支援についてお尋ねをします。

特別定額給付金の支給では、国民的な世論の高まりの中、政府の方針が変更され、住民一人ひとりに10万円の支給、このようになりました。支給基準日以後に誕生した乳児や、また、これから誕生するであろう未来の町民等に対しても支給していきませんか。やはりコロナ禍の災厄、これをみんなで生き抜くためには、支給は当然と思いますが、いかがでしょうか。

また、ひとり親支援として、児童扶養手当の受給対象者に別立てでさらなる支援ができませんか。ひとり親家庭の方々は、やはり一生懸命1人で子育てをしている、もちろん周りの方の支援もあるわけなんですけど、やっぱりこうした方々に対する支援も、さらに必要ではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

特別定額給付金の支給につきましては、白浜町では5月18日から申請書の郵送を開始し、マイナンバーカードによるオンライン申請や郵送による申請の受付をし、順次、町民の皆様は、特別定額給付金の10万円の振り込みをさせていただいているところであります。現在、給付世帯の約95%の支給処理が終わっています。

今回の特別定額給付金につきましては、給付対象者は、基準日が4月27日において住民基本台帳に記載されている方で、4月28日以降に生まれたお子様につきましては、給付対象者となっていません。それ以外に予定しております全町民に1人5,000円分の商品券を配付する商品券支給事業につきましては、基準日等については現在検討中ではありますが、

特別定額給付金の基準日以降にお生まれになったお子様についても支給対象の予定となりますので、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援として、少しでも町民の皆様への支援となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ひとり親支援としての児童扶養手当受給者対象者についての答弁は、担当の課長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま広畑議員から、ひとり親支援として、児童扶養手当受給者対象者についての支援についてのご質問をいただきました。

町としましては、さらなる支援はございませんが、現在、国のほうからひとり親世帯臨時特別給付金の支給に関する通知が来ており、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得者のひとり親世帯につきましては、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するという内容となっております。児童扶養手当にかかる支給事務は県が行っておりますが、今回のひとり親世帯臨時特別給付金にかかる支給事務についても県が行うこととなりますが、周知広報や申請、受付事務等については、児童扶養手当にかかる支給事務と同様に、町として協力していくこともありますので、対象となる方につきましては、早期に支給が受けられるよう、国や県の情報に注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

なかなか難しいよというふうなことです。支給基準日、これはもちろん何でも支給基準日というのがあるわけなんですけれども、やはり今回のほんまにこのコロナ禍については、今までに経験のない、そういうふうな事態であります。そういう意味でも、妊婦さん、これから生まれてこようとする、ほんまに未来の町民にどのような支援ができるかというふうなことを、今後とも町として、先ほども町長が言われたけれども、5,000円の商品券についてはいろいろ検討していきたいというふうなことでありますが、10万円の支給についてはなかなか難しいというふうなことであります。

ただ、これからの新型コロナの2波、3波について、そうした状況も方向性に併せて、関係機関などと協議しながら検討していただきたいなと思います。

次に、大学や専門学校に通学されている学生のアルバイト先、仕事がない中で、家賃が支払えない、授業料が納付できない、これはそれぞれの報道でも言われていますが、このような中、学業を諦めざるを得ない学生も少なからずおられるよというふうなことであります。こうした下宿やアパートを借りて通学されている学生等に支援が必要と、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

おはようございます。廣畑議員より、学生支援についてのご質問をいただきました。

詳細は把握できていませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援は、国の補助金により、日本学生支援機構による家計が急変した方への支援として、学びの継続のための学生支援緊急給付金制度や、給付型及び貸与型奨学金制度のほか、各大学等独自の授業料の納付猶予や延納等様々な支援が現在行われていると承知しているところであり、町としましては、国等の制度を活用していただきたいと、現状考えています。今後国も国の交付金等を活用し、いろんな形で町民支援、事業者支援等には強く取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

過日の議会から町への取り組みの要望、この新型コロナに対する取り組みの要望の中でも、やはり学生への支援というふうなことでうたわれておったように思います。そういうふうなこともありますので、そうした学生の支援についても、ぜひ協議をし、救っていく手立てがないかどうか、下支えする手立てがないかどうか、また取り組んでいただきたいなどというふうに思います。

また、高校生、あるいは大学生などが町からどのぐらいの方々がおられるのか、学業に励んでいるのか職業訓練を受けているのかというふうな実態についてもなかなか分からないところもありますので、今後もそうした点についても、一定のデータというか、実態についても把握をしていく必要があるのと違うかなと思います。ぜひよろしくそういったことについてもお願いしたいと思います。

それでは引き続きまして、3つ目であります水道料金の値下げについてお尋ねをします。

過日の議会で、昨年10月よりの水道料金が値上げされました分について、今年の春、いわゆるコロナ対策で半年間、値上げ前の料金に戻して、住民の負担を軽減しようというふうなことで予算化されております。6月請求地区からこうしたことが行われますけれども、こういう措置について、今の状況の中で、第2次の支援、国の支援もある中で、あと半年間何とかできないかというふうなことであります。このことについて、答弁願ひします。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

廣畑議員より、今年6月から11月までの半年間、水道料金の減額措置をしているが、さらに半年間延長できないかというご質問ですが、水道事業を経営するには、水道法第2条の2第1項において、適正かつ能率的な運営に努めなければならないとされ、水道料金についても、適正な原価に照らし公正妥当であることとされています。

当町においても、水道施設の耐震化などの施設更新に多額の費用が必要となってくることから、昨年10月、約38年ぶりに30%の水道料金値上げを実施させていただいたところでもあります。しかし、新型コロナウイルス感染症に関連した消費の落ち込みや宿泊施設のキャンセル、また、観光施設の営業自粛等により、当町においても地域経済が大きな打撃を受

けた状況であり、地域経済活性化の支援を図ることを目的として、本年4月7日の第1回臨時会において、白浜町水道料金の額の特例に関する条例制定及びそれに関わる補正予算に対して議会議決をいただき、本年6月から6カ月間、水道料金の請求について、昨年10月の値上げ前の額に減額して、ご請求させていただいているところであります。

水道料金の減額措置をあと半年間延長できないかということではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月点検分から6月点検分までの町内の使用水量ですが、4月17日に全都道府県に緊急事態宣言が発出され、白浜町においても観光客等が激減したことにより、水道使用量もかなり減ってきており、昨年同時期と比較すると、3カ月で約31万7,000立方メートル減少しており、料金収入では、約2,680万円の減収となっております。もしこのままの状態が継続するとなれば、本年7月点検分から令和3年3月点検分まで約61万9,000立方メートルの減少、料金収入では約5,250万円の減収が見込まれます。また、11月までの減額措置により、約5,710万円の減収が見込まれることから、11月に減額措置が終了したとしても、約1億3,640万円の減収となる見込みです。さらに減額措置を6カ月間延長することとなると、令和2年度では、約1億7,100万円の減収見込みとなり、水道事業の経営に影響を及ぼすとともに、将来の水道施設の耐震化を含めた更新計画についても影響が出てくることとなります。水道事業の経営状況を考えると非常に厳しいところではございますが、今後、地域経済の状況を見極めながら判断したいと考えていますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

なかなか難しいよというようなことであります。以前も一度、3カ月ほど引き続いていかなかんかなというふうなこともお聞きしました。なかなか難しいというふうなことであります。

地域経済の状況ということを見ながらということでもありますけれども、今、町の旅館、ホテルなどのお客さんが来ない中での今の減額というふうなことになっていくわけですが、これからやはり県境を越えてどんどん交流が深まっていく、新型コロナ対応をそれぞれ個人が気をつけながら、事業所も気をつけながらというふうなことになっていくわけですが、やっぱりそういう中でどのように、なかなか考えどころだと思いますけれども、そうした事業者や住民の生活の負担の軽減というふうなことも併せて、国の交付金は2回だけではあかんの違うかなとは思いますが、そうしたこともいろんなことも視野に入れながら、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは次に、学校再開についてお尋ねをします。

2月27日に、突然、安倍首相が全国の学校の休校宣言をいたしました。この間、当初の春休みの延長と小躍りしたものの、友達と遊べない、外出しても接触できない、いわゆる3密の堅持を強いられたわけでありまして。その間約3カ月余り、全国の児童・生徒が在宅を強いられ、保護者の休業とも相まって、全国的には児童の虐待やDVもあり、児童・生徒の居場所づくりに、学校、また、学童保育所など様々な関係機関も力を尽くしてきたところであります。国・県の緊急事態宣言の緩和や解除の中、6月1日に学校が再開され、本日で2週たっております。子どもたちにも大人たちにも、保護者や関係者にも待ち焦がれた再開であ

りました。

報道によりますと、この間の新型コロナの感染についての厚生労働省の5月27日現在の国内発生動向、感染者が1万6,475名。この方々を年代別にまとめていますけれども、この中で高齢者や働く20代からの世代が圧倒的に多く、1万5,807名、また10代は390名、割合は2.4%であります。また、ゼロ歳から9歳までが278名となり、わずか1.7%となっています。このような動向に、日本小児科学会は、休校による流行阻止効果は少ない、このような現状をまとめています。

ちょっと引用させていただきますけれども、このように言われております。子どもの感染者は国内外で少ない、ウイルスの量が大人に比べて少ない、ウイルスが体内に入り込むためにくっつく物質の数が少ない、症状が軽いためにはせきやくしゃみが少なく感染を広げにくいなど、様々な理由で子どもは重症化しにくく、周りに感染させにくいと考えられています。重症者は、10歳未満で1例、10歳から19歳までで1例となっています。引き続き注意していくべきではありますが、北九州市の小学校での集団感染がありました。また、ある県の保育園での感染では、園児は145人中2名、職員は11名とのことでした。こうしたクラスターは極めてまれだ。逆に、休校は子どもの教育の機会を奪い、屋外活動や社会的交流が少なくなることで、抑うつ傾向になる。家庭内暴力や虐待のリスクを高めるとしています。学校や保育園などで、症状が出たら休んでもらうこと、どの感染症にも通用する手洗いやせきエチケットを子どもたちとともに取り組むこと、このようなことでまとめられています。

感染症や教育の専門家等の知見を基に、学校医や嘱託医とともに対応することが大切と思います。また、もし感染が生じた場合、感染者や関係者を責めるのではなく、ウイルスに対する正しい知識を持って偏見や差別が送らないようにすることが大切、このようにも思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

廣畑議員より、学校再開についてご質問をいただきました。学校再開に向けて、5月22日に、文部科学省より、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出されました。その中で、学校においても、3つの密を徹底的に避ける、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要であるとされております。

子どもたちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動を取るために、各学校では感染症の予防に関して、文部科学省や日本赤十字社、和歌山県教育委員会等が提供しているガイドライン等を基に、学年や発達段階に応じて指導しております。

感染症の予防に関して、学校では、児童・生徒は毎朝検温し、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校せず、自宅で休養することを徹底しております。手洗いに関しては、登校後や休み時間、トイレの後や給食の前後に手洗いをするよう指導しております。また、給食当番は、手洗いした後、ペーパータオルで手を拭く、箸やスプーンを配膳する際には手袋をはめて行う等の対応をして、感染予防に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維

持にあたる方々等とその家族に対する誤解や偏見など、差別につながる行為は決して許されるものではありません。学校では、感染症予防に関しての指導と同時に、誰もが感染者、濃厚接触になり得る状況であることを受け止め、偏見や差別が生じないように指導しております。また、教育委員会から児童、生徒、保護者に発出しているお知らせにも、常に同じ内容の啓発を行っているところであります。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

再開してもう2週間たちました。やっぱり、沿道で子どもたちが登校するのを見るにつけ、やっぱりこの光景がほんまにええんやな、このように思うわけです。やっぱり基本を守りながら、それぞれの家庭でも取り組んでいると思いますし、こうした新型コロナに対する3密などの基本、それからその対応の基本を学校の中でも取り組んでおられるというふうなことであります。

次に、第2波、3波というふうなこともありますし、今後の展開は予測できない。慎重に、しかし、専門家のそうした知見を基に、児童・生徒が登校して教育を受けることができるように、子どもたちの権利といいますか、そうしたことができるように、どのように取り組んでいかれるのか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

臨時休業の判断につきましては、和歌山県教育委員会が示している学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安に準じて対応していくこととなりますが、感染者の発生場所や状況等により、学校の対応が違ってまいりますので、保健所等と連携を図りながら、児童・生徒の学習機会が確保できるよう、適切に対応してまいります。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

ぜひ、地域のことあるいは全国のことなどもにらみながら、個別にそれぞれの学校に応じた対応していただきたいと思います。小児科学会のこうした知見、まとめ、子どもたちの傾向なども参考にしながら、そうした専門家の知見を基に対応していただきたいと思います。

それでは5つ目に、紀南地方にPCR検査センターを設置するように働きかけていただきたいと思います、このように思うわけです。陽性者の10倍は感染者はいるコロナウイルスと共存、感染をゼロにはできない。感染する可能性は誰にでもあり、感染は悪ではない。発熱等の症状があれば、医師の判断ですぐにPCR検査を受けられる。こうした体制をつくることは、新型コロナなどと付き合っていく上では大事だと、このように思うわけですが、この検査センターの紀南地方への設置、今は和歌山市に2カ所というふうなことでありますけれども、そうした点についてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

和歌山県内の新型コロナウイルス感染症については、5月13日以降、新たな陽性患者は確認されておられません。また、6月2日には、入院しておりました陽性患者は全員退院しておりますが、第2波の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当然懸念されるところであります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、和歌山県や保健所など関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策の情報共有を図り、また、周辺市町との広域圏で連携した取組が必要だと思いますので、今議員がおっしゃるような提言をこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

ぜひ連携をして取り組んでいただきたい。やっぱり、この地方で発生、検査をする、それがやっぱりきちんと把握できるように、和歌山まで持っていくのは時間がかかると思いますので、ぜひ紀南地方に検査のできるセンター設置を要望していただきたい、このように思います。

蛇足ですけれども、保健所が全国的にかなり数を減らして、隣の大阪市などは各区にあったのを市だけで1つにまとめたというふうなことでありますが、和歌山県は、当時そうした保健所を縮小するというときに縮小せんと、一部支所になりましたけれども、やっぱり7つの保健所を維持してきた。これがすごく今効いてきている。やっぱり住民の健康を守っていく保健所が、この辺で言うたら田辺保健所なんですけれども、やっぱり職員についても、この間頑張っていていただいているというふうに思いますし、こうした機能をやっぱりきちんと残していくということが大事だというふうにも思いますので、この検査センターについても、ぜひ協議をして要望を続けていただきたい、このように思います。

続いて、最後のことでありますけれども、新型コロナ感染患者に対する町長の認識について。町民にどのように、町長の認識を含めて、町を代表して認識についてお尋ねをします。

新型コロナ感染症は、ウイルスに感染しても約8割は無症状ないし中軽症者と言われております。感染防止策を講じても100%感染しないとはなりません。誰もが感染したり感染させたりする可能性があり、PCR検査で陽性となり、隔離状態になった人は感染被害者であります。

このような状況の下で、多くの町民は、自分はこの町の最初の感染者になりたくないと思っています。私自身もそういうふうな、気をつけんなんと、やっぱりこういう思いというのは同じような思いであります。最初の感染者となれば、周りから非難されると思っています。こうした考えでは、発熱しても医療機関を受診せずに、完治すれば抗体ができ、新型コロナにかかっても知られなくて済む。発熱外来にも行かない。そのまま生活することになり、感染が拡大をしていく。また、医療関係者や家族への配慮を欠いた言動もあります。

感染者は被害者であり、町民誰もが被害者になる可能性もあります。一部に感染者を攻撃したり排除するといったことがありますけれども、感染することが悪いことではありません。仕方のないことだと思います。しかし、今、感染者に対する誹謗中傷がやはり後を絶ちません。

先ほども教育長の答弁にもありましたけれども、やっぱりそうした教育委員会、学校など

でもこうしたことも大事でありますけれども、このような中で、町民に向けて、町長自身が、感染者は被害者であり町民誰もが被害者になる可能性を持っているとの認識を町長が表明する必要があるというふうに思うわけですが、感染者に対する偏見、そうした差別が起こらないような発信が必要であると思います。そうした認識について、町長の認識についてお尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

廣畑議員のご指摘のとおり、全国的に新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、あるいは偏見、いじめ等の事例などが報道でも耳にしております。そしてまた、新型コロナウイルス感染症に関連しまして、感染者や濃厚接触者、また医療従事者等に対する誤解や偏見を許されることではないと考えております。誰もがやはりこの新型コロナウイルスに感染するリスクや可能性はあるわけです。

そういった中で、やはり白浜町内の学校を含めた様々な施設でそういったことを今取り組みをさせていただいているんですけれども、まず私も感じるのは、やはりそういった偏見や差別のないような、これから町としてできる限りの発信をしていきたいというふうに感じております。発信をしていかなければならないと感じております。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当差別、偏見、またいじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けております。町といたしましても、町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報の入手と冷静な行動を取っていただきたいと考えております。また、白浜町のホームページや町広報等で、できる限りの発信をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

ぜひよろしく、啓発とそうした保護といいますか取り組みをぜひ頑張ってお互いに住民の福祉の向上といいますかそうした観点でもやっていただきたい、このように思います。

新型コロナ危機のもとでの町民の生活について、住民の生活をやっぱり守っていくんだというふうなこと、それはここで皆さん共有して議会も共有しておるところでありますけれども、町全体で取り組んでいていただきたい。私ももそういったことで取り組んでいくというふうな思いを込めて質問をさせていただきました。これで終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 40 分 再開 10 時 48 分）

○議 長

再開します。

12番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとし

て、安居暗渠について、2つとして、白浜町の球場の維持管理について、3つとして、高齢者に優しいまちづくりの支援について、4つとして、新型コロナ対策に伴う避難所の運営と感染症対策の家庭ごみの出し方についてであります。

はじめに、安居暗渠についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。

まず初めに、質問事項1、安居暗渠についてお伺いいたします。

その1点目、和歌山県指定文化財への指定に向けた取り組み状況と、今までどのような協議をされたのか、当局の答弁を求めます。

○議長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番外（教育長）

長野議員より、安居暗渠と水路についてご質問をいただきました。安居暗渠と水路は、江戸時代に安居村の庄屋であった鈴木七右衛門重秋氏が主となり建設が進められました。途中、工事の中断を余儀なくされながら、6年もの歳月を経て完成された暗渠と水路は、水不足に困っていた安居村の村民を救いました。十分な資材がなかったであろう江戸時代に、硬い岩盤を掘り進めるには、非常に多くの労苦が伴ったことが容易に想像できます。この暗渠と水路は、江戸時代から現在まで利用されていましたが、日置川の土砂堆積の影響で、現在では使用することができなくなっております。このことは非常に残念なことではありますが、現在は水路に用水が流れていないことから、これまで直接見ることはできなかった暗渠の内部について見学ができるようになっており、日置川へ民泊で訪れる児童・生徒の課外学習や歴史見学コースとなっています。

ご質問の和歌山県指定文化財に向けた取り組みにつきましては、地元安居区から要望がございまして、平成30年度に県の文化財担当職員と現地調査を行い、指定に向けた協議を行いました。その後、和歌山県文化財保護審議会でも、県指定文化財相当の価値は認められているところであり、今年度は指定範囲の確定等を含めた実務作業を進めているところであり、今後とも、地元区や地元語り部団体とも協議しながら、指定に向けて取り組んでまいります。

○議長

12番 長野君（登壇）

○12番

次に2点目、暗渠碑から暗渠出水口までの案内版の設置、及び取水口までの通路の整備の考えはないのか、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 日置川事務所長 石田君

○番外（日置川事務所長）

暗渠碑から暗渠出水口までの案内看板の設置、及び出水口までの通路整備の考えについて答弁させていただきます。

議員からは、平成29年6月議会においても、用水路周辺の環境整備をし、観光資源として考えてみてはどうかとのご質問をいただいております。この暗渠につきましては、地域の歴史を振り返っても大変重要な役割を果たしてきたものであり、後世に語り伝えるべきものであると認識しております。看板につきましては、現在設置されておりますが、老朽化による傷みがあることを確認しておりますので、早急に補修するなど取り組んでまいります。

また、通路整備につきましては、今後、和歌山県指定文化財に指定されれば、補助金等を活用し、教育委員会と連携しながら整備等に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま、日置川事務所長からの答弁にもございましたように、この暗渠につきましては、地域の歴史を見ても大変重要なものであると認識しております。後世に語り継ぐべき財産であると考えておりますので、今後も教育委員会と連携しながら、保存と活用について引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議 長

12番 長野君(登壇)

○12番

この暗渠は、歴史を振り返っても大変貴重な財産であります。看板等の設置等々も答弁をいただきましたが、まず現場へ行って、確認をした中での話をしていただきたいと、このように思っております。

教育長、現場はご存じですか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番外(教育長)

はい。

○議 長

12番 長野君(登壇)

○12番

暗渠まで下りていきましたか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番外(教育長)

この間現地に行かせていただきまして、下の出水口のほうも見てきました。雨が降ってましたので、ちょうど水が出ていたんですが、中の水がなくなると中を見られて非常にいいところだと思いますので、取り組みに向けて進めていきたいと思います。

○議 長

12番 長野君(登壇)

○12番

白浜町としても、本当に後世に語り伝えていかなければならないと思いますので、できる

限りの環境整備を進めていただきたいと思います。

これで、安居暗渠についての質問を終わります。

○議 長

以上で、安居暗渠についての質問は終わりました。

次に、白浜町の球場の維持管理についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして、白浜町の球場の維持管理についてお伺いします。

その1点目、白浜球場のバックネットの柱の部分が腐食、また、ネットの網が破れており、大変危険だと思うので、修理する考えはないのか。また、白浜球場、富田若者広場のダッグアウトであります。耐震診断はしなくてもよいのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

長野議員から白浜球場のバックネットの老朽化、またダッグアウトの耐震診断の要否についてご質問をいただきました。

白浜球場は、バックネット及びダッグアウトを含めまして、昭和49年に建設し、昭和50年から使用を開始した施設であり、各箇所老朽化が進んでおります。順次改修を行い、またボールが白浜美術館へ飛び込むことを防ぐための防球ネットのかさ上げ等も行っていました。スポーツ合宿誘致の観点から、施設の充実は不可欠であり、昨年度にはバッティングゲージの購入やベースの取替えも行っていました。バックネットにつきましては数年前から課題と捉えまして、費用の概算を算出したこともございますが、相当に高額であったことから、予算計上に至らなかったという経過がございます。

まず、傷んだネットの補修を行った上で、今回ご指摘いただきましたように、安全性の問題から、根本的な改修を行えるよう、取り組みを進めてまいります。

また、ダッグアウトの建設時の図面を確認する限りでは、当時の建築基準は満たしているものと思われまますが、経年劣化によりまして危険性はあると考えてございます。

以上のことから、耐震診断を行うまでもなく、前述のバックネットと併せまして、白浜球場の改修の重点事項と位置付けて取り組んでまいりたいと考えてございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

大阪北部地震での悲劇がありましたので、その教訓を基に、道路沿い等の明らかにブロック塀と判断できるものにつきましては、対策を講じてきたところでございます。しかしながら、今回ご指摘いただいた白浜球場と富田若者広場のダッグアウトのように、町有施設にはブロック造りの建築物に分類されるものや、これまでブロック塀とは捉えられていなかったもので、危険なものがやはり残っております。安全を第一に考えまして、今後さらに点検をした上で、優先順位をつけて、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

○番外（教育次長）

富田若者広場のダッグアウトにつきましてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

ダッグアウトはコンクリートブロック造ございまして、側面と背面にございます。高さがブロック7段積みなっております。約1メートル40センチの高さになってございます。教育委員会としましては、先ほど町長からもございましたが、これをブロック塀という形で捉えていなかったことから、これまでの調査は行っていなかったところです。

議員からご質問いただきましたので、西牟婁振興局で和歌山県の担当者に問合せを行いました。確認いたしましたところ、ブロック塀相当という見解でございましたので、ブロック塀の基準に適合しているかどうかということが、強度の基準になってくるということで、私どものほうで調査を行いました。結果としましては、基礎も十分設置されてございまして、鉄筋もセンサーで調査しましたが、基準よりも多く鉄筋は施工されております。しかしながら、高さが基準の1メートル20センチを超えておりますので、いわゆる控え壁といえますか、倒れないような控えの措置が必要であるということが判明してございますので、控え壁で補強するのか形が変わるか分かりませんが、倒れないような補強の措置が必要と判断してございますので、速やかにそれを対応したいと思っております。

○議長

12番 長野君（登壇）

○12番

皆さんがスポーツを楽しむ施設であります。よりよい環境整備に努めていただきたいと思います。

これで、白浜町の球場の維持管理についての質問を終わります。

○議長

白浜町の球場の維持管理についての質問は終わりました。

次に、高齢者に優しいまちづくりの支援についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12番

続きまして、質問事項の3、高齢者に優しいまちづくりの支援についてお伺いいたします。

その1点目。買物や病院に行きたいのに、交通が不便であり、なかなか思うように移動ができない人たちの声が多くございます。そのような人たちに、自分たちでできることがあるのなら力になりたいと思う人たちがたくさんいるのではないかと思います。

しかし、高齢者の移送は一筋縄ではいきません。でも、誰かと一緒に考えることができたなら、誰か詳しい人が支えてくれたら、あるいは、町の予算で対応することは難しいけど、無償で運転しようとおっしゃってくださる方がいるのなら、そんな声に応えるために、生活支援体制整備事業は生まれたものだと思います。

平成30年2月の定例会の答弁では、社会福祉協議会の協力を得て、生活支援コーディネーターが日常生活圏域において支え合い、助け合いを広め、地域住民の主体性を引き出しながら、課題の発見や解決方法を検討できるような協議会との協力体制を進めるとのことでありました。今までどのような検討をされたのかお伺いします。また、今後どのような支援策

を考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員から、高齢者への生活支援についての質問をいただきました。

高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とした地域包括ケアシステムの実現に向け、白浜町におきましても、介護予防等の各種事業に取り組んでおります。

議員がおっしゃるように、生活支援体制整備事業は、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と、高齢者の社会参加を促進する事業であり、特に移動外出支援は、第7期介護保険事業計画及び老人福祉計画の今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援サービスの調査では、「外出同行」が29.7%を占めていることから、必要なサービスであると考えております。

生活支援コーディネーター連絡会や協議体においても、生活支援コーディネーターが日常生活圏で抽出した高齢者等の生活支援ニーズを共有し、今後どのような生活支援のサービスが必要となるかの協議を行っているところでございます。

町といたしましては、社会福祉法人が日常生活等の支援が必要な方に福祉サービスを提供することを責務とする法改正がなされたこともあり、社会福祉法人の空き車両を活用した買物支援を、地域のボランティアスタッフの協力を得た上で、モデル事業として実施したいと考えており、先進地視察や協議の準備を進めているところでございます。

生活支援体制整備事業は、高齢者をはじめとする全ての方が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう、個人では介護予防や健康維持に取り組んでいただき、町としては、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等の協力をいただきながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

○議 長
12番 長野君（登壇）

○12 番

少子高齢化による超高齢化社会、人口減社会において、地域の足を地域コミュニティ内の工夫によって確保していくことは大変重要と考えます。公共交通の維持管理がますます困難になっていく地域では、生活の基盤を確保する観点からも、移動はファクターであります。運転免許を持っていない方だけではなく、今は運転できている方も将来免許返納をしていくことになるでしょう。その方たちも、地域の移動サービスの利用者になり得るわけで、今のうちから仕組みをつくっておくことが大変重要であると思います。高齢者をはじめとする全ての方が、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう、皆さんの協力をいただき、いつでも誰でもどこへでも気軽に出かけることのできる社会をつくり出していきたいと思っております。

続きまして、2点目に入りたいと思います。

はまゆう病院のシャトルバス等の運行状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君

○番外（住民保健課長）

ただいま、はまゆう病院のシャトルバス等の運行状況についてご質問をいただきました。

はまゆう病院のシャトルバス等の運行状況につきましては、平成11年度から、西富田クリニック間でのシャトルバスの運行を行っており、令和元年度においては、月平均760人のご利用がございました。また、白浜地区の瀬戸、白浜、湯崎、東白浜ではありますが、平成28年9月から、患者自宅から無料送迎サービスをスタートし、今年の3月においては、1日平均17.1人のご利用がございました。今後、シャトルバスや送迎サービス車につきましては、利用者の利便性や運行本数の見直しなどの課題も含めて、病院へのアクセスの改善やサービスの向上につなげていく必要があると考えておるところでございます。

○議長

12番 長野君（登壇）

○12番

次に、町広報6月号に、買物難民、病院に行く手段がない人たちを支援しますとありましたが、具体的にどのような支援をするのか、町長にお伺いいたします。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

今後さらに高齢化が進む中、買物に行きたくても行けない人や病院に行く手段がない人が増えることが予想されます。買物難民につきましては、現在JAさんや民間事業者が、移動スーパーや移動販売車のサービスを実施しています。買物不便地域の解消と見守りを兼ねたサービスを行っています。JAさんや民間事業者との連携や、地域を拡充するなど、買物に困っている人たちにどのような支援ができるのかを検討し、取り組んでいきたいと考えております。

また病院に行くことが困難な町民へのサービスに、先ほど住民保健課長からもございましたけれども、白浜はまゆう病院が、平成28年から実施している無料の患者送迎サービスがございます。現在、対象地域は白浜地域、瀬戸、白浜、湯崎、東白浜ですが、地域の拡充に向けた取り組みや、また、例えば富田地域から西富田クリニックまでの送迎サービスを行い、そこから白浜はまゆう病院の受診を希望される方にはシャトルバスを乗り継いでもらうといったような取り組みができないか、はまゆう病院と協議をしながら検討していきたいと思っております。

病院への送迎サービスをどう充実させるかにつきましては、関係団体とも協議して、患者無料送迎サービスの地域拡充、訪問診察、通院介助、介護タクシーやボランティア運転手の導入など、幅広く検討していく必要がございます。

買物や病院に行く手立てにつきましては、具体的にできていない状況ではありますが、高齢化が進む中、重要課題と認識しておりますので、議員のご意見等もいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

12番 長野君（登壇）

○12番

生活の足の確保は、今後大きな課題であります。今の日本は少子高齢化が進み、人口が減

少する時代に突入しており、白浜町でもその傾向が強く表れています。地方では人口減に伴って公共交通機関の利用者が年々減少しており、路線バスなどの廃止となる事例も報告されています。バス、電車などの交通機関の減便や廃止になると、それ以外の交通手段を持たない子どもや高齢者の生活の足がなくなり、病院などに通院するのが困難になってしまいます。先ほどの町長の答弁にもありましたが、具体的にはまだできていないとのことですが、重要課題と認識しておりますとのことですが、全力で取り組んでいただきたいと思います。

これで、高齢者に優しいまちづくりの支援についての質問を終わります。

○議 長

高齢者に優しいまちづくりの支援についての質問は終わりました。

次に、新型コロナ対策に伴う避難所の運営と、感染症対策の家庭ごみの出し方についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして、質問事項4、新型コロナ対策に伴う避難所の運営と、感染症対策の家庭ごみの出し方について、お伺いいたします。この件については、同僚議員からも質問をされて重複いたしますが、質問をさせていただきます。

その1点目、新型コロナウイルスの脅威が続く中、懸念されるのが自然災害の発生であります。多くの住民の皆さんが身を寄せる避難所、これからは雨の多い季節を迎えます。また、いつ地震に見舞われるかもわかりません。懸念されるのは避難所の運営であります。

体育館や区民会館等に、避難してきた多くの住民が集まると、密閉空間で密集状態を生み、感染拡大の危険性が高まりやすいと思います。災害時の感染症対策、安全対策等々、避難所の運営について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

長野議員より、新型コロナウイルス感染症対策に伴う避難所の運営についてご質問をいただきました。

避難所の感染症対策や安全対策について答弁いたします。

最初に、受付時に使用する避難所名簿の定型用紙に健康状態のチェック項目を追加し、実施するとともに、感染症予防対策用の備品として、非接触式体温計、微酸性電解水生成器のほか、少数ではありますが、仕切り資材等の購入を今回の補正予算に計上しております。

次に、民間施設等を使用した避難所増加対策につきましては、県からの推奨もありますが、進んでいない現状です。また、他の自治体でも計画されています避難所開設の協力業者への補助金の交付も検討が必要です。

今後も白浜温泉旅館協同組合等とも協議をしていきますが、現行では町有施設等で対応してまいります。現在、隔離スペースの確保が可能な施設として、白浜町中央公民館、農業研修会館、清掃センター、日置川拠点公民館の計4カ所を指定し、かつ、紀伊富田駅駅舎のそばのみのり館を予備避難所として活用しようと考えており、健康状態や、時期的に可能であれば、避難所への移動をお願いする場合を想定しています。

また、3密防止上の他の対策として、住民の方々には、一般避難所以外への分散避難、例えば親戚や友人宅等を頼る避難や、自宅周辺での垂直避難等の検討もお願いしたいと考えています。各種報道でも盛んに分散避難や避難所の増加対策を含め報道されていますが、町といたしましても、6月広報誌に掲載するとともに、町のホームページにもお願いするという形で、広報しています。

最後に、今後長期化が予想されている感染症予防に資する物資や資材備蓄につきましては、地方創生臨時交付金制度の要綱から除菌、衛生物品や飛沫感染防止上の仕切り資材、床からの感染予防上の距離を取るための段ボールベッド資材の調達等、補助対象となる物品と予算を考慮しながら、前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に、2点目、避難所の増加が町有施設のみで、本当によいのか。ホテル業者等の協力は、なぜ得られないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま長野議員より、避難所の増設、特に宿泊施設の理解は得られないのかというご質問をいただきました。

先ほど町長も若干答弁の中で触れさせていただきましたが、宿泊施設の方への増加避難所開設の協力をお願いに当たり、やはり無償協力を前提とした調整は困難であると考えています。ただ今後は町有施設のみでは足りない可能性も出てくるのではないかと認識していますので、旅館組合等、再度協力のお願いをしながら、補助制度も視野に入れて検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に、3点目、出水期を迎え、避難所への避難の可能性が高いと予想される中、現在、町はどのような物品を準備しているのか。また、住民の皆さんが避難所に持参するもので、特に準備しておくのはどのようなものなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

避難所では、密閉、密集、密接が重なりやすく、感染リスクが高くなりますので、普段の避難に比べ、小まめな健康管理と衛生管理が必要と考えています。

町としましては、各避難所の使用分として、避難所の検温のため、非接触式体温計とエタノール消毒液、感染予防のための不織布マスク、清掃用のゴム手袋、使い捨てペーパータオル等の準備を行っているところです。一部の避難所には組合せ式マットを少数ですが用意しています。住民の皆様方には、避難の際には、日頃から日用品や飲食物など必要なものを持

参していただくようお願いしているところですが、それに加え、マスク、消毒液、手洗いう石けん、除菌シート、除菌スプレーなどの衛生用品や、普段からお使いの体温計をご準備いただき、避難所内における個人ごとの感染症予防に心がけていただきたいと思います。併せて、ご自身の健康状態を避難所の受付にて説明できるように、準備のほうもしていただければと思っています。

また、住民の皆様方にも広報等で周知していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議 長

1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

4 点目、感染予防対策上の備品を調達することだが、避難所に派遣する職員への受入れ要領や、調達する備品の訓練や研修がぜひ必要であると思うが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

避難所開設訓練や研修については、議員ご指摘のとおり、通常の避難所開設に伴う受付業務以外に健康状態の確認や、新たに調達する備品の使用要領の研修が必要と認識しています。近隣の自治体でも受付要領や、既に備蓄のある仕切り資材の設置について研修を実施したということも聞いています。現在受付時に使用する避難者名簿の定型用紙に、健康状態のチェック項目を追加していますが、今後、備品の使用方法も含め、研修を計画していきたいと考えています。

○議 長

1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

避難所での感染リスクを恐れる余り、住民が避難をためらうことがあってはならないと思います。町は密集状況の回避や衛生管理の徹底を図り、安全な避難所の開設をしていただきたいと思います。

続きまして、2 点目、感染症対策の家庭ごみの出し方についてお伺いいたします。

1 点目。家庭ごみを出す際に、作業員の感染症を防ぐため、私たちはどのような点に留意すべきなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

感染症を防ぐために、ごみを出す際にどのような点に留意すべきなのかご質問をいただきました。

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための家庭でのごみの出し方につきましては、環境省から、家庭ごみを出すときに心がける5つのことについて、通知が来ているところですが、その1つ目として、ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう。ごみ袋が散乱せず、収集運搬作業において、ごみ袋を運びやすくなります。2つ目としまして、ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。収集運搬作業において、ごみ袋を運びやすくし、収集車での破裂

を防止できます。3つ目として、生ごみは水切りをしましょう。ごみの量を減らすことができます。4つ目として、普段からごみの減量を心がけましょう。購入した食品は食べ切るなど、ごみを出さないことも大切でございます。5つ目として、分別収集ルールを確認しましょう。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、ごみを収集処理する作業員にとっても、ごみの円滑、安全な収集、処理を行う上で大切な行動でございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に、2点目、大変暑い季節がやってきます。ごみ集積場では、カラスが袋をつついて、中身を周囲に散乱させているのが見受けられます。感染症を防ぐため、家庭ごみの出し方の注意点を、再度、広報等で周知徹底を図ってはどうでしょうか。答弁の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

議員ご指摘のとおり、町内ゴミステーション等で、カラス等の動物により周辺にごみが散乱していることがございます。収集日を守らず、長時間ゴミステーションへ放置されているごみ袋が荒らされていることが多く、ルールを守らないごみは、動物等の格好の餌になるなど、ゴミステーション近隣の環境衛生面だけでなく、防犯、防火面にも影響が出ます。こうした被害を減らすためにも、町民の皆様のごみ出しルールへのご理解、ご協力が必要であるため、ごみ出し方について、改めて町広報等で周知徹底を図っていきたくと考えてございます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

神戸市須磨区では、4月24日に作業員が感染されました。収集時に感染したかどうかは分からないとのことですが、隣接する複数の地域で感染が多発すれば、作業員は休まざるを得ず、一帯のごみ処理が滞る可能性もありますので、先ほどの答弁にもありましたように、住民の皆さんに適切なごみ出し方の処理の徹底を図っていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

長野君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は6月24日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、 11 時 26 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 6 月 19 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員